

りんご等生産者の皆様へ

りんご園地雪害対策に必要な 融雪剤・塗布剤購入費を助成します。

◇対象者◇

市内に住所又は本店等を有する以下のいずれかの者

- ①生産者 ②生産者団体 ③農業協同組合

No.	項目	対象経費	補助率及び交付額	必要書類等
1	融雪剤	融雪を促進するための融雪剤の購入費	対象経費の1/3以内 (上限額：480円/10a)	【JAから購入するJA組合員の場合】 ○JAが申請手続きを一括して行うため、市に対する申請は不要。
2	塗布剤	枝折れの修復、腐らん病等の罹患防止のための塗布剤の購入費	対象経費の1/3以内 (上限額：540円/10a)	【JA以外から購入するJA組合員及びJA組合員以外の場合】 ○以下を持参の上、りんご課へ申請。 ①領収書 ②購入日がわかる書類(注文書等) ③本人名義の通帳 ④印鑑

注1：助成対象となる融雪剤及び塗布剤は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までに購入したものに限ります。

注2：助成の回数は、各資材それぞれ1回までです。(複数回購入する場合は、1回でまとめて申請してください。)

【申請受付期間】

令和7年2月17日(月)～8月29日(金)まで

事業に関するQ&A

Q1 融雪剤はどのようなものが対象になりますか？

A1 融雪及び消雪効果があるものとして販売されているものであれば、種類は問いません。

【例】

てんろ石灰、てんろタンカル、スーパー炭素、消雪一番、スーパーソイル、菌源炭、木炭粉、住炭、スーパー活性粉炭、マグテン、ハイスターFなど

Q2 塗布剤はどのようなものが対象となりますか？

A2 バッチレート、トップジンMオイルペースト、トップジンMペースト、フランカットスプレーが対象です。

Q3 対象となる園地はりんごに限られますか？

A3 りんご以外の桃やぶどうなどの特産果樹も対象となります。

Q4 納品書でも対象となりますか？

A4 購入日や支払金額を確認する必要があるため、納品書は対象になりません。

以下の要件を満たした方が対象となります。

(1) R6.10.1からR7.3.31までに支払いが完了した方(領収書)

(2) R7.3.31までに注文し、R7.4.1からR7.8.29までに支払いが完了した方(領収書と注文日がわかる書類が必要)

【問い合わせ先】弘前市役所 前川本館3階
農林部りんご課 ☎0172-40-7105